

日野市立夢が丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年10月1日 策定
平成27年 9月1日 改訂
令和 3年 9月1日 改訂
令和 6年 1月9日 改訂
令和 6年2月19日一部改訂

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より）

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そしていじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- （1）いじめを生まない、許さない学校づくり
- （2）すべての児童をいじめから守り通し、児童自らいじめへの認識をもち、いじめを絶対にしない集団づくり
- （3）いじめの未然防止、早期発見、早期対応に徹する組織づくり
- （4）学校、家庭、地域、関係機関と連携した取組

3 夢が丘小学校における取組

（1）学校いじめ対策委員会の設置

- ① 学校におけるいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、以下のメンバーで組織する。

校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、
当該児童所属学年主任、当該児童所属学級担任

（2）未然防止

① 学級、学校の集団づくり

- ・「わかる・できる」という児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践
- ・児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより互いを認め合える人間関係づくり

② 道徳教育、体験学習、体験活動の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション力の素地を養うためのすべての教育活動に通じた道徳教育・体験活動等の充実
- ・「東京都道徳教材集」「人権教育プログラム」「いじめ防止教育プログラム」「いじめ総合対策」を活用し、いじめに関する授業を年3回以上実施
- ・あいさつの徹底、あいさつ運動等

③ 児童による取組の推進

- ・代表委員会を中心とし、いじめ防止に向けて児童自身が主体的に取り組む活動の推進
（あいさつ運動、いじめ撲滅キャンペーン、ポスター・標語の作成等または、今現在取り組ん

でいる活動にいじめ防止の意識を取り入れていく活動内容を検討する。)

- ・ たてわり班活動・全校遠足等

④ 校内研修の充実

- ・ 児童理解
- ・ 生活指導全体会（夏季休業中実施）
- ・ 「いじめ防止教育プログラム」「いじめ総合対策」「生活指導主任研修会配布資料」等を活用し、いじめに関する研修を夏季休業期間等に3回以上実施
うち1回は、ふれあい月間（いじめ及び不登校に関する調査）の資料を活用し、重大事態の定義及び解釈に関する研修の実施
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図るための研修会の実施

⑤ 家庭

- ・ 地域との連携
- ・ 学級・学校通信、個人面談、保護者会での情報共有、相互の信頼関係の構築
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について、保護者会等で家庭への周知
- ・ 道徳授業地区公開講座、セーフティ教室等での保護者・地域へのいじめ防止（ネット上のいじめも含む）のための啓発
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について理解推進できるよう、HPで掲示し、常時閲覧できるようにすること

⑥ 情報モラル教育を推進し児童が正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害児童、被害児童とならないよう継続的に指導

（3）早期発見

いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知することができるよう、早期発見の取組を推進する。

① 日常的な観察

- ・ 全教職員で全児童に目を向ける意識をもつ
- ・ 看護当番、夕会、生活指導全体会での情報交換、情報共有
- ・ 日記等を活用し交友関係、悩みを把握
- ・ 授業のみでなく、休み時間・朝、放課後等の時間も児童の様子に目を向け児童の変化・児童からの信号への気づきを重視

② 教育相談

- ・ スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）
- ・ 個人面談、連絡帳、家庭訪問等の活用
- ・ 担任のみではなく、スクールカウンセラー、養護教諭、専科教諭等と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境の整備
- ・ アンケートの実施
年間8回（4・5・6・9・10・11・1・2月）実施、分析

(4) 早期対応

① いじめの発見

- ・ 通報を受けた教職員は一人で抱え込まずただちにいじめ防止対策委員会に報告、情報の共有
- ・ 毎月のアンケートで把握した事実について全て、当該児童から聞き取りを行い、学校いじめ対策委員会に報告

② 把握した情報に基づく対応方針の策定、役割分担の明確化

③ 被害児童、加害児童、周囲児童への取組

- ・ 被害児童・いじめを通報した児童の安全確保及びスクールカウンセラーを活用したケア
- ・ 加害児童に対する組織的、継続的な観察、指導

④ 教育委員会、関係機関との連携

- ・ 教育委員会への報告
- ・ 警察、児童相談所との連携・協力

⑤ 保護者・地域との連携

- ・ 保護者会の開催
- ・ (PTAの活用)
- ・ ひのっちパートナーとの連携
- ・ スクールガードボランティアによる登下校、地域での見守り

⑥ 懲戒権の適切な行使

- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

(5) 重大事態への対処

① 「重大事態」の考え方

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(「いじめ防止対策推進法」第28条)

② 児童の保護・ケア

- ・ 被害児童に対する複数の教員による保護、スクールカウンセラーによる家庭状況把握とケア
- ・ 加害児童への働きかけとして別室学習の実施、警察への相談・通報、加害児童とその保護者に対するケア

③ 発生時の報告

- ・ 直ちに教育委員会に報告

④ 調査・報告

- ・ 学校いじめ対策委員会を中心として直に対処及び再発防止にも視点においた調査の実施
- ・ 教育委員会、警察、福祉機関、医療機関との連携協力
- ・ (PTAの活用)、民生・児童委員との連携

・調査結果を教育委員会への報告

⑤児童保護者への報告

・被害児童及びその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係を適宜報告

(資料) 専門機関等

子どものこころ電話相談	学校生活、子育て、虐待等に関する相談	
	042-514-8028	日野市発達・教育支援センターエール
日野市立子ども家庭支援センター	学校生活、子育て、虐待等に関する相談	
	042-599-6670	日野市立子ども家庭支援センター
東京都いじめ相談ホットライン	いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談	
	0120-53-8288	東京都教育相談センター
よいこに電話相談	学校、子育て等、子供に関する相談全般	
	03-3366-4152	東京都児童相談センター
話してみなよ 東京子供ネット	いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談	
	0120-874-374	東京都児童相談センター
こたエール	ネット・ケータイのトラブル相談	
	0120-1-78302	東京都都民安全推進本部
24時間子供SOSダイヤル	いじめの問題やその他の子供に関する相談全般	
	0120-0-78310	全国統一ダイヤル
ヤング・テレホン・コーナー	非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談	
	03-3580-4970	警視庁 少年相談室
こころの電話相談室	子供の行動や心の発達等に関する相談	
	042-312-8119	東京都立小児総合医療センター
こころの電話相談室	心の健康に関する相談	
	042-371-5560	東京都立精神保健福祉センター
性暴力救援ダイヤルN a N a	性暴力・性被害に関する相談	
	03-5607-0799	性暴力救援センター・東京
東京都八王子児童相談所	042-624-1141	
日野警察署生活安全課少年係	042-586-0110 (代表)	